

# 協議第 5 号関係

## 説明資料

## 1 市町村建設計画とは

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成されます。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成されるものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされています。（合併特例法第5条第2項）

## 2 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されています。（合併特例法第5条第1項）

計画に定める基本的な事項	具体例
合併市町村の建設の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併市町村の将来像や具体的な目標</li> <li>将来像を実現するための、まちづくりの基本方針</li> <li>長期展望に基づいた適切な土地利用計画や地域別整備の方針等</li> </ul>
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの基本方針に基づき、道路・橋梁の整備、図書館の整備、市町村営住宅の整備等の主要事業</li> </ul>
公共的施設の統合整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備</li> </ul>
合併市町村の財政計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度別の歳入、歳出の見込み</li> </ul>

## 3 計画作成上の留意事項

計画の作成に当たっては、合併特例法第5条第2項の趣旨を十分考慮する必要があります。

「総合的」とは、計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきであること。

「効果的」とは、計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画とすべきであること。

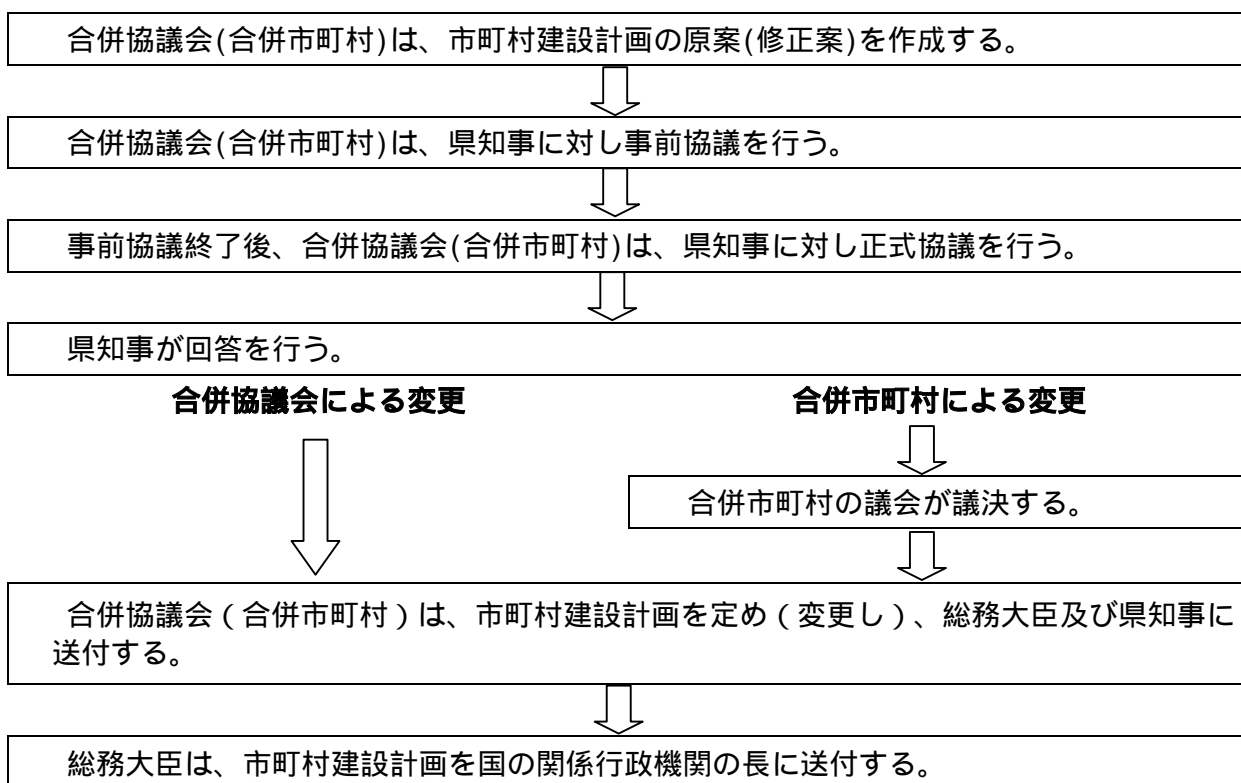
「一体性の速やかな確立」とは、合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市（町村）の建設を進めるための推進基盤を確立するということ。

「住民の福祉の向上」とは、市町村建設計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っているとともに、あわせて組織及び運営の合理化を図る必要があるということ。

「合併市町村の均衡ある発展に資する」とは、地域の特性を活かしバランスのとれた振興整備等の方向が示されるということ。

#### 4 計画作成（変更）の手順

市町村建設計画の作成については、合併特例法第5条で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が議会の議決を経て行うことになっています。作成（変更）に係るフローを図示すると次のとおりです。



## 5 市町村建設計画の主な構成

最近の市町村建設計画の事例によると、項目と記載のポイントは、概ね次のとおりです。

### 1 序論

#### (1) 合併の必要性

市町村建設計画の冒頭において、合併の必要性について触れておくことは重要であると考えられます。

内容については、歴史的経緯や生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる例が多くなっています。

#### (2) 計画策定の方針

##### 計画の趣旨

市町村建設計画全般にわたる趣旨を明示します。

##### 計画の構成

新市（町村）を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画など、主な構成内容を明示します。

##### 計画の期間

市町村建設計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共的施設の統合整備の期間）は法律上定められていませんが、最近の合併事例をみると、概ね10年間が多いようです。

市町村建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度に限って合併特例債が充てられることなどから、計画の期間については、10年間が適当と考えられます。

### 2 合併関係市町村の概況

#### (1) 位置・地勢

隣接する市町村や地形等を示すことにより地理的状况を明示します。位置図等を用いている例もあります。

#### (2) 気候

どのような気候であるかを明示します。平均温度、降水量を示している例もあります。

#### (3) 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合を示している例もあります。

#### (4) 人口・世帯

直近の住民基本台帳人口、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等を明示します。表を用いて推移を示している例もあります。

### 3 主要指標の見通し

#### (1) 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年毎の推計人口を明示します。増減の要因等も併せて示します。

合併前の各市町村の総合計画の合算数及びその伸率による推計、加えて合併効果による人口増を目標数とする場合が多いようですが、全国的な少子高齢化のために予測が難しく、人口予測を掲載しない市町村建設計画の事例もあります。いずれにせよ、厳しい現状を踏まえ、目標数が画餅と終わらないようにすることが望まれます。

#### (2) 世帯

世帯数・1世帯当り人員等について、概ね5年毎の推計値を明示します。増減の要因等も併せて示します。(1)の人口と連動しますが、過大な見込みとならないよう注意する必要があります。

### 4 新市（町村）建設の基本方針

#### (1) 建設の目標

新市（町村）の将来像や具体的な目標を明示します。

#### (2) まちづくりの基本方針

将来像を実現するための方針を明示します。

#### (3) 土地利用と地域別整備の方針

地域の社会的、経済的、自然的条件等に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用計画を示します。また、日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を生かすため、区分した地域ごとに整備方針を具体的に明示します。全体的なイメージ図を示している例もあります。

### 5 新市（町村）建設の根幹となる事業

項目の例としては、次のようなものがありますが、「まちづくりの基本方針」に基づき、施策を設定することになります。

#### (1) 自然環境の保全と活用

- 自然環境の保全
- 河川環境の整備と保全
- 森林の維持と活用

#### (2) 都市基盤の整備

- 道路の整備
- 公共交通の整備
- 市街地の整備
- 上水道の整備
- 下水道の整備

- (3) 生活環境の整備
  - 住環境の整備
  - 公園・緑地の整備
  - 衛生環境の整備
  - 地域・生活関連施設の整備
  - 消防・防災・交通安全の推進
  - 情報化の推進
- (4) 保健・医療・福祉の充実
  - 医療サービスの充実
  - 健康づくり・保健サービスの充実
  - 地域福祉の推進
  - 高齢者福祉の充実
  - 障害者福祉の充実
  - 児童福祉の充実及び女性への支援
  - 生活安定対策等の推進
- (5) 教育・文化の充実
  - 生涯学習の推進
  - 学校教育の充実
  - 文化・スポーツの振興
  - 国際化への対応
- (6) 産業の振興
  - 農林水産業の振興
  - 商工業の振興
  - 観光・レクリエーションの振興
- (7) 連携・交流の促進
  - 新市（町村）内の連携・交流の促進
  - 県内（隣接地域）との連携・交流の促進
  - 国内の連携・交流の促進
  - 国際交流の促進
- (8) 住民参加の促進
  - 住民活動の支援
  - 住民参加の推進と情報公開
  - コミュニティの形成
  - 男女共同参画の推進
- (9) 行財政の効率化
  - 行政運営の効率化
  - 財政運営の効率化

## 6 新市（町村）における県事業の推進

### 県の役割

必要な助言・調整等を行うとともに、市町村建設計画に盛り込むべき県事業の取りまとめを行います。

### 新市（町村）における県事業

合併先進事例では、道路の整備、鉄道の整備、自然環境の保全、河川の整備等が盛り込まれています。

## 7 公共的施設の統合整備

支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備について定めます。これらの施設は特に住民生活との関わりが深いため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上、検討することが重要です。

## 8 財政計画

### 【歳入】

区 分	内 容 等
地方税	今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として算定しますが、過大に見積もることのないよう、留意する必要があります。
地方交付税	普通交付税については、合併算定替による算定及び合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置などを勘案し、交付税措置額を見込みます。 従来は、過去5カ年程度の伸率により、今後の交付税額を見込む例が多くありましたが、最近の事例では、過去の伸率によることなく、現状維持を前提としているものもあります。交付税額の今後の伸率については、過大に見積もることのないよう、留意する必要があります。
使用料及び手数料	過去の実績等により算定しますが、過大に見積もることのないよう、留意する必要があります。
国庫支出金・県支出金	一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、これに市町村建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援（補助金等）を見込みますが、過大に見積もることのないよう、留意する必要があります。
地方債	市町村建設計画事業に伴う合併特例債、通常債及び減税補てん債を算定しますが、過大に見積もることのないよう、留意する必要があります。

### 【歳出】

区 分	内 容 等
人件費	合併後退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職の減などを見込みます。
扶助費	過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の向上による影響額を見込みます。
公債費	合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の市町村建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。
物件費	過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加えます。また、合併による事務経費の削減効果を見込みます。
補助費等	過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の向上による影響額を見込みます。
繰出金	他会計の事業を考慮して的確に見積もります。
積立金	合併に伴って創設する基金などへの積立金を見込みます。
普通建設事業費	市町村建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込みます。



( 財政計画の作成フロー )

